

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成21年度
計画主体	国見町

# 国見町鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 国見町産業振興課  
所在地 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二2の1  
電話番号 024-585-2986  
FAX番号 024-554-2181  
メールアドレス sangyo@town.kunimi.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル
計画期間	平成21年度～平成23年度
対象地域	福島県国見町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成20年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	モモ	560千円 3.5 a
	プラム	43千円 5 a
	果樹類 計	603千円 4.0 a
	かぼちゃ	3千円 0.4 a
	その他	1千円 0.1 a
	野菜類 計	4千円 0.5 a
	合計	607千円 4.5 a

(2) 被害の傾向

ニホンザルの生息域は、個体数の増加とともに拡大しており、山間部を中心に農作物の被害が増加している。

また、民家周辺への出没も増加しており、今後、人的被害の発生も懸念される。農作物の主な被害は、モモ（7月～9月）、プラム（6月～9月）等の食害であり、その他にかぼちゃ（9月～10月）等の野菜の被害も見られる。

ニホンザルによる農作物被害は、農業者の耕作意欲の低下を招き、地域の重要な産業である農業の衰退につながるとともに耕作放棄地の増加等地域振興の面からも大きな問題になっており、早急な対策が必要である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成20年度）	目標値（平成23年度）
被害金額	607千円	480千円
被害面積	4.5 a	3.3 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○国見町有害鳥獣捕獲隊員に有害鳥獣の捕獲を委託し、捕獲を実施している。捕獲方法は銃器及び捕獲用檻による。	○捕獲は、町有害鳥獣捕獲隊員により行われてきたが、高齢化により、捕獲隊員の確保が難しく、担い手の確保及び育成が急務。 ○ニホンザルの個体数及び生息域が拡大しており、これに対応した捕獲体制の整備、効率的な捕獲方法の確立が必要。
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	

(5) 今後の取組方針

ニホンザルの生態や行動を理解せずに、有害捕獲等の被害対策を講じた場合、群れの分派、分裂を誘発し、被害地域を却って拡大させてしまった事例もある。

このため、専門家による助言、指導を受けながら、精度の高いモニタリング調査を実施し、ニホンザルの生息域が最小限になるように個体数調整の方法を検討し、捕獲を実施する。

また、地域住民に対して、鳥獣被害に関する理解の促進を図るとともに地域住民が自発的に被害対策を講じられるように啓発を行う。

さらに、近隣の市町村とも連携し、情報の共有化及び広域的な被害防止体制づくりを行うとともに、耕作放棄地対策協議会と連携しながら地域ぐるみで緩衝帯の設置、放任果樹の除去等を組み合わせ、鳥獣被害の減少と地域社会の安定性を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町長が町の猟友会会員を対象に有害鳥獣捕獲隊隊員として委嘱し、国見町有害鳥獣捕獲隊を編成。

国見町有害鳥獣捕獲隊は、町長の捕獲要請に基づき捕獲活動を実施する。

○国見町有害鳥獣捕獲隊 17名（平成21年4月1日現在）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 21年度	ニホンザル	捕獲用檻の作成・導入による捕獲活動。捕獲の担い手確保を目的とした研修会等の実施。
平成 22年度	ニホンザル	捕獲用檻の作成・導入による捕獲活動。捕獲の担い手確保を目的とした研修会等の実施。
平成 23年度	ニホンザル	捕獲用檻の作成・導入による捕獲活動。捕獲の担い手確保を目的とした研修会等の実施。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づき県に有害鳥獣捕獲申請を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	21年度	22年度	23年度
ニホンザル	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による

捕獲等の取組内容
捕獲は、危被害の防止及び捕獲隊員の安全性を重視し、主に捕獲用檻により捕獲を行う。銃器による捕獲は、見通しが良好な場所に限定している。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	21年度	22年度	23年度
—	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 21年度	ニホン ザル	○花火等を活用した追い払い。 ○住民の自衛意識の高揚を目的とした啓発資料の作成・配付、広報等啓発活動の実施。 ○講習会を通じて被害防止の技術向上を図る。
平成 22年度	ニホン ザル	○花火等を活用した追い払い。 ○住民の自衛意識の高揚を目的とした啓発資料の作成・配付、広報等啓発活動の実施。 ○講習会を通じて被害防止の技術向上を図る。
平成 23年度	ニホン ザル	○花火等活用した追い払い。 ○住民の自衛意識の高揚を目的とした啓発資料の作成・配付、広報等啓発活動の実施。 ○講習会を通じて被害防止の技術向上を図る。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	国見町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
国見町	出没・被害状況の把握、捕獲等申請。被害防止対策の普及・推進協議会の事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
国見町議会	町民への鳥獣被害防止対策啓発
町内会長連絡協議会	出没・被害状況の把握
J A農事組合長連絡協議会	出没・被害状況の把握、被害防止対策の普及・推進
伊達みらい農業協同組合	出没・被害状況の把握、被害防止対策の普及・推進
伊達果実農業協同組合	出没・被害状況の把握、被害防止対策の普及・推進
有害鳥獣捕獲隊	出没・被害状況の把握、有害捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県県北農林事務所	鳥獣被害防止対策に関する情報提供・助言指導
福島県県北地方振興局	鳥獣保護・管理及び狩猟・有害鳥獣に関する情報提供、助言指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。
-----------------------

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--